

監査報告書

令和7年5月20日

学校法人宝仙学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人宝仙学園

監事 大島 康心

監事 大澤 意宏

私たちは、旧私立学校法第37条第3項（令和7年3月31日まで）に基づく監査報告を行うため、学校法人宝仙学園旧寄附行為第34条（令和7年3月31日まで）の規定に従い、学校法人宝仙学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以上